



消費者市民社会を担う

クール
COOLな
中学生宣言

松本市消費生活センター

CONTENTS

もくじ

| | | |
|-----------|---|----|
| | 松本市、COOLな中学生宣言 | 1 |
| step 1 | 中学生も消費者 消費者の8つの権利と5つの責任 | 2 |
| step 2 | 私たちの消費行動は社会に影響を与えます すぐにできるエシカル消費 | 4 |
| step 3 | 未来を担う消費者の一人として、 中学生ができること 中学生ができるSDGsを考えよう | 6 |
| step 4 | 契約ってどんなこと？「買う」「売る」 契約トラブルに合わないために、いろんなCASEを知ろう | 8 |
| step 5 | 中学生に気をつけてほしい契約 インターネットを安全に使う。How To | 10 |
| step 6 | ソーシャルメディアやSNSを 安全に楽しむ6つの約束 ネット上に投稿してはいけないこと | 12 |

「消費者市民社会」とは？

消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会です。

それは、一人一人の消費者が、自分だけでなく、周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

松本市、COOLな中学生宣言

あなたは賢い消費者になるために普段やっていることは何ですか？

- SDGsを知っている。
- 買い物の時、遺伝子組み換え食品とそうでない食品を区別している。
- 減農薬や無農薬、有機栽培について注意して買い物をしている。
- 安い・お得の広告を見ても、必要な商品かどうか考えて買い物をしている。
- 無料でもらえる粗品も、いらなと思ったら断る。
- 「おかしいな」「困ったな」と思ったら、消費生活センターに相談する。

松本市消費生活センター

(松本市役所本庁舎1階 市民相談課内)

☎0263-36-8832

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時



step ステップ 1



中学生も消費者

STEP 1



Check Point

消費者とは「お金を払って商品やサービスを購入したり、使用する人」のことです。

コンビニでお菓子を買ったり、レンタルビデオ店でDVDを借りたり、バスや電車に乗るといった契約を結ぶ中学生も、消費者です。

消費者契約では「悪質商法」や「食品偽装」、「製品事故」等、消費者がトラブルに巻き込まれることが多くあります。

自ら学び行動する自立した消費者を目指すことが、今、求められています。

しかし、一人の個人としての消費者と企業では、消費者が弱い立場に立たされてしまいます。そこで、消費者を支援して権利を尊重するために、消費者には8つの「権利」と、自立した消費者になるための5つの「責任」があると定められています。



18歳から成年*！ 大人です

未成年のときは、親など法定代理人の「同意」のない契約は、「未成年者取消し」が原則できます。

大人になると、アパートを借りる、ホテルに泊まる、エステに通う、宝石など高額な商品を買うなどの「契約」が、一人で「自由」にできます。

その代わり、契約した「責任」を一人で負います。

大人は、簡単に契約を取消せません。甘い言葉で、社会経験の乏しい大人になりたての若者を狙う「悪質業者」がいます。

その契約が本当に必要なものかどうか、勧誘に嘘がないか、冷静に判断する力を中学生の“今から”身に付けておきましょう。

*飲酒、喫煙、公営ギャンブルの投票券の購入などは20歳から。



国際消費者機構が掲げる 消費者の8つの権利と 5つの責任

STEP
1

消費者の8つの権利

- ① **生活の基本的ニーズが保障される権利**
商店、学校、病院などがあり、生活に必要な物が入手できる
- ② **安全を求める権利**
危険な商品によって、危害をうけることがないように保障される
- ③ **知らされる権利**
商品の原材料や原産地などが正しく表示されている
- ④ **選択する権利**
自分の意志で、自由に商品やサービスが選択できる
- ⑤ **意見を反映させる権利**
企業などに意見を言ったとき、意見が反映されて対応策がとられる
- ⑥ **補償を受ける権利**
被害を受けて相談したとき、被害回復の対応策がとられる
- ⑦ **消費者教育を受ける権利**
被害や事故にあわないように、事前に学校や家庭で学ぶ
- ⑧ **健全な環境を享受する権利**
健全な生活環境の中で働き、生活をする

消費者の5つの責任

- ① **批判的意識を持つ責任**
広告や評判をそのまま信じるのではなく、疑問や関心を持つ
- ② **主張し行動する責任**
買った商品に問題があったら、消費生活センターなどに相談する
- ③ **社会的弱者への配慮をする責任**
自分たちが選んだものが、社会に影響を与えることを自覚する
- ④ **環境への配慮をする責任**
商品を選ぶとき、原料や使い終わった後のことも考える
- ⑤ **連帯する責任**
ひとりでは弱い力も、連帯することで大きな力になる

step ステップ 2



私たちの消費行動は 社会に影響を与えます

STEP 2



Check Point

どんな商品を選ぶのか、使用するのか、また、それをどのように処分や活用(リデュース・リユース・リサイクル。現在はリフューズ・リペアも入れて5Rともいいます)しているのかが問われます。値段の安いものばかりを求めれば「少し高くても社会にとって良いもの」は売れなくなり、よいものを作らなくなってしまいます。「安いもの」の中には生産国で子どもなどの強制労働や、安い賃金しか払わずに働かされている例もあります。

人や社会、環境に配慮したものやサービスを選ぶことが大切です。こうした行動を「エシカル消費」(倫理的・道徳的消費)と言います。

社会を変えうるマークの例



- 国際フェアトレード認証マーク
国際フェアトレード基準が守られていることを示します。



- 有機JASマーク
農薬や化学肥料などに頼らずに生産された食品であることを示します。

公正に取り引きしている商品や、地球にやさしい生産をしている商品などには、そのことを示すマークが付いています。商品選びの参考にしましょう。



すぐにできるエシカル消費

- 必要なものを必要な分だけ買うように心がける。
- 値段の安さだけでなく、長く使えるかどうかを重視する。
- 電気や水など、資源を大切に使用する。
- 買い物をする時に、その生産地や生産国をチェックする。
- フェアトレード認証マークが付いた商品やサービスを手に取ってみる。



チョコレートを選ぶ

- どこの国で作られた商品か
- どんな原材料を使用しているのか
- どこの国の原材料か
- 商品自体の表示は準チョコレートか、チョコレートか
- 値段は
- 量目は
- どんなマークがついているか



Tシャツを選ぶ

- 生産地(縫製国)はどこか
- 素材は何か
- 洗濯表示はどうなっているか
- 値段は

step ステップ 3



未来を担う消費者の一人 として、中学生ができること



Check Point

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に2016年から2030年までの国際目標が示されました。「地球上の誰一人として取り残さない」という精神のもと、17の目標が示されました。国連や企業、消費者も一緒に取り組む課題です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

| | | | | | |
|--------------------------|------------------|-----------------------|---------------------|------------------------|--|
| 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を實現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも経済成長も | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任つかう責任 |
| 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさも守ろう | 16 平和と公正をすべての人に | 17 ハートシップで目標を達成しよう | SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて世界の発展に「持続可能な開発目標」です |

持続可能な開発目標 (SDGs) エスディージーズとは、Sustainable Development Goalsのことです。



中学生ができるSDGsを 考えよう

環境のことや、資源の有効活用を考える。捨てる前に考えること。

- リデュース(ごみを減らす)
- リユース(再利用する)
- リサイクル(再び資源として利用する)
- リフューズ(不要なものはもらわない)
- リペア(修理して使う)

Q 小学生の時に使用したランドセル、どうしてる？

捨てた。妹や弟が使用している。欲しい人にあげた。
しまってる。

Q 夕飯で余ったごはん、どうしてる？

後で電子レンジなどで温めて食べる。
チャーハン等にして食べる。捨てる。
余らないように炊く。

Q 穴の開いた洋服どうしてる？

Q 小さくなった靴どうしてる？

Q 流行遅れになった3年前の洋服どうしてる？



STEP
3

step ステップ4



契約ってどんなこと？ 「買う」「売る」



Check Point

Q1 どれが「契約」でしょうか。考えてみましょう。

- ①自動販売機で飲み物を買う ②コンビニでお弁当を買う ③電車に乗る ④美容院で髪を切る ⑤塾に入る ⑥スマホにアプリをダウンロードする ⑦家で料理をする時にガスを使う ⑧ネットオークションで洋服を売る

A1 ①～⑧まですべて契約です。

Q2 契約はどういう時に成立する？

A2 「売ってください」と申し込みして「売りますよ」と承諾されると契約成立。口約束でも成立します。

Q3 契約をやめたいときには

A3 ●売買の相手(店)が「解約するよ」と合意してくれた時 ●未成年者契約の取り消し ●消費者契約法による取り消し ●クーリング・オフによる契約解除 などがあります。

チェック これ、解約できる？考えてみよう！

- 福袋…気に入らないものばかり
- セール品の洋服…やっぱりいらぬ
- インターネットで買ったDVD…友だちに借りたからいらぬ
- 店で買ったけど合わない靴
- ネットオークションで落札した本

やっぱりこれ!! 契約前の注意点

買い物をする前に本当に必要なのか、価格は適性か、品質は大丈夫か良く考えましょう。「不適切な勧誘や不当な契約」は取り消すことができます。「おかしいな」と思ったらすぐに家族、友だち、先生、消費生活センターに相談しましょう。



契約トラブルにあわないために、 いろんなCASEを知ろう

CASE 1 アポイントメントセールス

あなたが当選したので商品を取りに来てと電話が来て、店で宝飾などを勧誘する。

CASE 2 無料体験商法

エステティックサロンの無料体験券などを配り、店に来た人を勧誘する。

CASE 3 モデル商法

容姿をほめて、見込みがあるからレッスンに通わないかと誘う。高額レッスン料を払ったが、いつまでたってもモデルにはなれない。

CASE 4 マルチ商法(ネットワーク商法)

特別いい化粧品、鍋、サプリメントだから、これを買って会員になり友だちを誘ってその人も買えば収入になると、高額な商品を勧める。支払いだけが残り、収入にはならない。友だち関係が悪化することもある。

悪質商法の撃退ポイント

- 自分の名前・住所・電話番号・メールアドレス・学校名・家族のことなど個人情報をむやみに教えない
- 「あなただけ」「無料」「簡単にもうかる」「今だけ」という甘い言葉にだまされない
- 友だちや先輩からの誘いでも「断る勇気」を持つ
- よく知らない相手からの誘いには乗らない
- 「おかしい」「困った」と思ったら、家族、先生、消費生活センターに相談

step ステップ 5



中学生に気をつけて ほしい契約



Check Point

- スマートフォンやタブレットを使う機会が増えています。使用方法に注意しましょう。
- インターネットの通信販売を利用した、洋服や趣味の品の購入のトラブルや、ゲームの課金などのトラブルが発生しています。

通信販売は一度申し込むと解約や返品は困難です。「返品できません」と書いてあると基本的には返品できません。

トラブルにあわないために、いろんなCASEを知ろう。

条件付き契約

- セール品につき返品できません
- 2年間契約。途中で解約すると違約金(解約料)がかかります
- 自己都合による返品はできません
- 送料は自己負担です
- 偽ブランド品はフリーマーケットサイトに出せません

打ち消し条件

- 初回1回目は5000円を何と300円！ただし、毎月商品を届けます。5回まではやめられません(定期購入)



インターネットを安全に使う。 How To

インターネットは便利で楽しいですが、その普及とともにスマートフォンやタブレットのトラブルも増えています。

ワンクリック請求

無料の動画サイトを見ていて、年齢をクリックしたら高額請求の画面になった。

ネット通販

インターネットでスニーカーを注文してお金を現金で払ったが違うものが来た。会社に連絡がとれない。

架空請求

ショートメッセージメールに「未納金がある」とメールが入った。裁判になると脅されている。

ネットゲームの課金

親のクレジットカードを使用して高額な料金を払ってしまった。

ネットオークション

アイドルのコンサートチケットが欲しくて入金したが、チケットが届かない。

フリーマーケットサイトへの出品

アクセサリをフリマに出した。相手に商品を送ったが「届いていない」とトラブルになった。



ソーシャルメディアやSNSを 安全に楽しむ6つの約束



Check Point

① 匿名でも誠実さ・正直さを忘れずに

本名では書けないようなことや、家族や知人に見せられないものは投稿をやめましょう。

② 投稿する前に一度手を止め「大丈夫かな」と確認しよう

③ 写真の投稿はより慎重に

友だちの写真を勝手に投稿しない。お店の写真なども許可を得ましょう。また、位置情報が含まれている場合は住所などが知られてしまう危険があります。

④ 安易に知らない人からの友だち申請を承認しない

匿名をいいことに悪用されたり、相手が素性を偽ったりする可能性があります。承認は面識のある人以外は慎重にしましょう。

⑤ 情報公開の範囲やプライバシーの設定に注意

初期設定のまま使用していると、不必要な情報の登録や公開につながる場合があります。よく考えて設定しましょう。

⑥ ネット上の友だち関係より、リアルな友だちを大切に

炎上事件の多くは「ネット上で注目を集めたい」という理由から起きています。実際の生活に影響を及ぼしてしまうこともあります。ネット上の顔の見えない友だちと実際の友だちは同じではありません。夢中になりすぎた場合は、ソーシャルメディアやSNSの世界から一時的に離れてみましょう。



ネット上に投稿してはいけないこと

- 悪口
- 個人情報関係
- 犯罪などの告白
- 守秘義務関係



トラブルになりそうになったり、怖いと思ったら、不適切な投稿を削除し、素直に謝罪文を投稿しましょう。安易なアカウント閉鎖は逃げたと思われるのでかえって炎上をひどくして、個人情報の暴露につながります。

それでもまだ炎上収まらなかったり、脅されたり、付きまといがあつたら、アカウントを閉じて早めに家族や信頼できる大人(先生や消費生活センターなど)に相談しましょう。



賢い
消費生活を
応援する

松本市の取り組み

- 「残さず食べよう! 30・10運動」をはじめとする食品ロス削減の取り組みを推進しています。
- 小・中学校の給食で地産地消に取り組んでいます。
- 「1日2食は3皿運動～1・2・3でバランスごはん～」を通じ、健康、食のよこび、エシカル消費の普及に取り組んでいます。

松本市消費生活センターでは、
消費者教育を実施しています。

保育園で

くらしの中の危険を発見したり、傘の正しい使用方法を学ぶ講座を実施しています。

児童館で

牛乳と加工乳の違いの発見や、飲み物の糖度を測って考える講座を実施しています。

中学校で

家庭科の授業で、出前教室(消費者教育)を行っています。クーリング・オフのやり方やインターネット通販の注意点についての講座を実施しています。

公民館、福祉ひろばなどで

地域では、身近な消費者トラブルを参考に、悪質商法の事例や対処法等を学ぶ「賢い消費者になるために」の講座を実施しています。

お申込みは松本市消費生活センターまでお知らせ下さい。

松本市消費生活センター

0263-36-8832

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所本庁舎1階 市民相談課内
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時